

様式 1-2



令和 6 年 6 月 21 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県つくば市北条 1015

医療法人社団 恵仁会

理事長 小關 剛

電話 029 (867) 1211

決 算 届

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団恵仁会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 茨城県つくば市北条 1015 番地
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和 31 年 12 月 19 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 31 年 12 月 27 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	小關 剛	
理 事	長澤 俊郎	
同	小關 曜子	
同	小關 郁子	
同	田中 正人	
同	小南 聰志	筑波中央病院管理者
同	江口 真奈美	宮本病院管理者
同	土屋 明子	アリエッタ管理者
同	飯村 もと子	
監 事	山中 博之	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第 46 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 46 条の 4 第 1 項参照)

〔別 紙〕

様式 1

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	宮本病院	0812010221	茨城県つくば市北条 1015 番地	療養病床 43 床 【医療保険 43 床】
病院	筑波中央病院	0812010247	茨城県つくば市北条 5118 番地	一般病床 53 床
介護老人保健施設	アリエッタ	0852080019	茨城県つくば市北条 1174 番地	入所定員 100 名 通所定員 20 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
つくば市認知症カフェ オレンジカフェ 【つくば市から委託を受けて管理】	茨城県つくば市北条 1174 番地	
居宅介護支援事業	茨城県つくば市北条 1174 番地	
痴呆対応型老人共同生活援助事業	茨城県つくば市北条 1175 番地	
老人居宅介護等事業	茨城県つくば市北条 1174 番地	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		
該当なし		

[別 紙]

様式 1

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 5 月 17 日 社員 1 名選任の決定

令和 5 年 5 月 31 日 令和 4 年度決算の決定

令和 6 年 3 月 27 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人恵仁会
 所在地 茨城県つくば市北条1015

※医療法人整理番号

財 産 目 錄
 (令和 6年 3月 31日現在)

1. 資 産 領	1,254,657 千円
2. 負 債 領	536,407 千円
3. 純 資 産 領	718,250 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	760,619
B 固定資産	494,038
C 資産合計 (A+B)	1,254,657
D 負債合計	536,407
E 純資産 (C-D)	718,250

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人恵仁会
 所在地 茨城県つくば市北条1015

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	760,619	I 流動負債	130,664
現金及び預金	491,275	支払手形	0
事業未収金	242,941	買掛金	19,211
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	13,718	未払金	0
前渡金	0	未払費用	83,732
前払費用	6,844	未払法人税等	777
その他の流動資産	5,841	未払消費税等	0
II 固定資産	494,038	前受金	0
1 有形固定資産	480,993	預り金	2,057
建物	217,562	前受収益	0
構築物	8,263	賞与引当金	19,263
医療用器械備品	19,852	その他の流動負債	5,624
その他の器械備品	4,737	II 固定負債	405,743
車両及び船舶	759	医療機関債	0
土地	74,713	長期借入金	248,006
附属設備	51,611	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	103,496	退職給付引当金	137,046
2 無形固定資産	10,530	その他の固定負債	20,691
借地権	5,600	負債合計	536,407
ソフトウェア	3,454	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,476	科 目	金額
3 その他の資産	2,515	I 出資金	4,874
有価証券	500	II 利益剰余金	713,376
長期貸付金	1,153	利益準備金	10,000
保有医療機関債	0	別途積立金	520,000
その他長期貸付金	0	繰越利益積立金	183,376
役職員等長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	0
長期前払費用	642	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	220	純資産合計	718,250
資産合計	1,254,657	負債・純資産合計	1,254,657

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-1

法人名 医療法人恵仁会 ※医療法人整理番号

所在地 茨城県つくば市北条1015

損 益 計 算 書
(自 令和 5年4月1日 至 令和 6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,362,843
2 事業費用	1,331,109	
(1)事業費		1,331,109
本来業務事業利益		31,734
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		84,415
2 事業費用		82,218
附帯業務事業利益		2,197
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事 業 利 益		33,931
II 事業外収益		
受取利息	4	
その他の事業外収益	35,361	35,365
III 事業外費用		
支払利息	2,149	
その他の事業外費用	6,488	8,637
經 常 利 益		60,659
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産圧縮損	451	
その他の特別損失	1,151	1,602
税引前当期純利益		59,057
法人税・住民税及び事業税	779	
法人税等調整額	0	779
当 期 純 利 益		58,278

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団恵仁会

理事長 小關 剛 殿

私は、医療法人社団恵仁会の令和 5 年会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 6 月 6 日
医療法人社団恵仁会
監事 山中 博之